

一時払い外貨建て年金契約の勧誘と適合性原則

東京地裁令和2年11月6日判決（平成30年（ワ）第11687号）

Westlaw Japan 文献番号 2020WLJPCA11068013

[事実の概要]

1. 事案の概要

X（原告）は、生命保険会社Y（被告）の従業員Bから勧誘を受け、平成25年12月、Yとの間で、無配当利率感応型10年ごと生存給付保険契約（以下「本件保険契約1」という）を締結した。

Xは、Bから勧誘を受け、平成27年12月、Yとの間で、外貨建定額個人年金保険契約（以下「本件保険契約2」という）を締結した。

Xは、平成28年2月、本件保険契約1を解約した（以下「本件解約」という）。その際に、Xは、Bから勧誘を受け、Yとの間で、外貨建定額個人年金保険契約（以下「本件保険契約3」という）、本件保険契約2と併せて「本件外貨建て保険」という）を締結した（以下、BのXに対する本件外貨建て保険の勧誘を「本件勧誘」という）。

本件は、Xが、Yに対し、適合性の原則違反または説明義務違反に該当する違法な勧誘によって本件外貨建て保険を締結した等として、不法行為に基づく損害賠償として、各保険契約における払込保険料とXが受領した金額との差額の合計額等の支払を求めた事案である。

2. Xについて

(1) Xの経歴、取引経験等

Xは、昭和9年生まれの女性であり、昭和27年3月に高校を卒業し、株式会社等において経理を取り扱う事務職員として働いた後、昭和39年5月にDと結婚し、その後は現在に至るまで専業主婦である。Xは、本件保険契約2および本件保険契約3以外に、証券取引、為替取引の経験を一切有しておらず、また海外旅行もイタリアにツアーで1回行ったことがあるだけであった。

(2) Xの財産状態

Xは、自宅マンションを娘Fとの共有名義で所有しているところ、その持分割合は、Xが

13分の12、Fが13分の1である。また、Xは、昭和54年頃に相続によって取得した賃貸用アパートを、Dが主導して、平成25年に鉄骨造陸屋根3階建の建物に建て替えた。Xは、上記建替後、月額約56万円程度の賃料収入を得ており、また、上記建替の際にローンを組み、返済として月額約25万円を支払っており、平成29年9月5日時点で当該ローンの残高は6285万5434円であった。

本件保険契約1ないし3を締結した当時、Xは年金を受給し、また、Dは働いて給与を得ていた。このほか、Xは預金を有しており、本件保険契約を締結した平成25年12月1日時点の残高は、少なくとも合計5387万2545円であった。

3. 本件保険契約1への加入の経過

Xは、平成25年秋頃、通っていた健康食品店を介してBと知り合った。Bは、Xから、Xの所有する財産について、相続の際には、自宅マンションの共有持分をFにあげるほかは、賃貸用アパートや預金などの財産を長男Eにすべて譲りたいという意向を聞かされた。そこで、Bは、生命保険商品の活用と遺言書の作成をXに提案した。Bは、平成25年10月から11月にかけて、Xに対し、本件保険契約1の内容を説明して加入を勧誘した。

本件保険契約1の概要は、月額40万2000円の保険料を10年間にわたり払い込むことで、Xの死亡時に死亡保険金5000万円が死亡保険金受取人であるEに支払われるというものである。本件保険契約1の5000万円の死亡保険金が支払われる終身保険特約は低解約返戻金型であり、中途解約の場合の解約返戻金の額が通常の7割程度に低く抑えられていた。

Xは、Bの勧誘を受けて、平成25年12月、Yとの間で、本件保険契約1を締結し、その保険料（10年分の全額）として預金から合計4864万

2000 円を払い込んだ。

4. 本件保険契約 2 への加入の経過

X は、平成 27 年秋ないし冬頃、B に対し、実の姉が亡くなり、遺産相続によって 2000 万円の預金を得たことを説明し、姉の死をきっかけに死んでからのお金は要らず自分が生きている間に使いたいこと、将来施設に入ることも考えて長くお金が出るものがよいことなどを希望し、B は、本件保険契約 2 を勧誘することとした。そして、B は、平成 27 年 12 月 8 日、設計書やパンフレットを用いて、本件保険契約 2 の基本的な仕組み、リスク、将来的な年金受取額の見直し等を説明した。

本件保険契約 2 を含む本件外貨建て保険は、保険契約締結の際に、円貨で一時払保険料を払い込み、これを米国ドルに換算して年金原資とするものであり、契約締結時に米国ドル建ての年金額が定められ、契約締結の 2 か月後から、被保険者が存命である限り年金が支払われる。本件保険契約 2 では、円支払特約が付加されているため、上記の米国ドル建ての年金額が、各換算日における為替レートで円換算された上、円貨で支払われる（円支払特約を外すことにより米国ドル払いで年金を受け取ることもできる）。本件外貨建て保険に死亡給付金はないが、被保険者である X が支払保証金額である米国ドル建てで年金原資の 110% に満つるまでの金額を受け取る前（なお、当該金額を受け取るのは、21 年後と予定されていた）に死亡した場合、後継年金受取人である E が年金原資の 110% の金額に満つるまで、引き続き年金を受け取ることができる。本件外貨建て保険を中途解約することはできないが、中途解約に相当する選択肢として年金の一括支払を選択することができ、この場合には、一括支払時点での為替レートの影響を受けるほか、市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を支払額に反映させるための市場価格調整率が適用される上、契約締結から 10 年以内に年金の一括支払を受ける場合には解約控除率（7.0%～2.5%）が適用され、支払金額の一部が控除されることとなっており、また、この場合でも支払保証された年金の最後の支払日以降に被保険者が生存している場合は、その後から終身年金を受け取ることができるものであった。

X は、平成 27 年 12 月 15 日、再び B から本件保険契約 2 についての説明を受け、Y との間で、

本件保険契約 2 を締結し、Y に対し、本件保険契約 2 の一時払保険料として預金から 2000 万円を払い込んだ。なお、同日時点における、X の預金残高は少なくとも 2533 万 2910 円であり、ここから前記保険料 2000 万円を払い込んだ。また、X の平成 27 年分の所得は 405 万 2102 円であり、D の所得と合わせると 700 万円弱であった。

5. 本件解約および本件保険契約 3 の締結の経過等

X は、平成 28 年 2 月頃、B に対し、本件保険契約 1 を解約したいと電話で申し入れた。その際、X は、「姉の死をきっかけに、自分の死んだ後のためだけの保険に入っているかもしれないと感じた。考えが変わった。自分のためにも使いたい。」などと述べた。B は、X に対し、本件解約によって大体 800 万円程度の損失が生じることを説明し、解約を思いとどまるように説得に努めたものの、X の意思が固かったことから、説得を断念した。そして、B は、平成 28 年 2 月 18 日、X と面談し、X に対して Y が用意している定型の解約手続請求書を用いて解約の説明をして、本件解約の手続をとった。

他方で、B は、本件解約に関するやり取りの中で本件解約による解約返戻金の使途を確認した際、X から「普通預金に 1000 万円以上あると銀行や証券会社、生命保険会社からセミナーの誘いの電話が来るので、わずらわしい。」などと聞かされたことから、今後の資産活用の提案として本件保険契約 3 の勧誘をした。B は、X に対し、本件保険契約 2 に加えて本件保険契約 3 に加入することで、国からの年金と合わせてほぼ毎月年金を受給することができる旨を手書きの表を作成しながら説明し、X は、終身年金が気に入った旨を述べた。

X は、平成 28 年 2 月 22 日、本件解約による解約返戻金 4042 万 7450 円を受領した。そして、X は、同月 26 日、B から再び本件保険契約 3 についての説明を受け、Y との間で、本件保険契約 3 を締結し、一時払保険料として、本件解約に係る解約返戻金を主な原資として 4100 万円を払い込んだ。なお、同日時点の X の預金残高は、前記保険料の払込前は少なくとも 4628 万 4085 円であり、ここから前記保険料 4100 万円を払い込んだことで、少なくとも 528 万 4085 円となった。また、X の平成 28 年分の所得は 400 万 4424 円であり、D の所得と合わせると約 650 万円であった。

6. Xの認知能力の状況をうかがわせる事情

Bは、少なくとも半年に1回程度は顧客との懇談のため昼食会を催していたところ、Xは、少なくとも平成26年12月頃と平成27年12月頃には、自らの都合についてはがきで返信し、平成28年1月15日には約束の日時に昼食会が実施された。その際、Xは一人で、昼食会の会場である自宅近傍の鉄道駅前のレストランまで行くことができていた。

Xは、平成28年10月ないし11月の時点で、軽度から中等度のアルツハイマー型認知症の症状が見受けられると診断された。もっとも、平成27年12月15日および平成28年2月26日の見当識、意思疎通、記憶力、判断能力、実行機能がどの程度のものであったかは厳密には不明であった。

[判旨] 一部認容、一部棄却

1. 本件勧誘が適合性の原則から著しく逸脱したものであるかについて

「本件外貨建て保険は、米国ドル建てで定められた年金額を、各換算日における為替レートで円換算し円貨で支払うものであるから、為替レートの変動により、受取額が支払った保険料を下回るリスクがある商品であり、基本的に、今後為替レートが円安基調で推移すること（少なくとも、現状と大きく変わらない為替レートが維持されること）を想定する者が購入すべきものといえる。しかも、一時払保険料を入金した後は、途中で一括支払を選択しない限り、少なくとも21年間という極めて長期間にわたって年金が支払われることから、その間はずっと為替変動のリスクにさらされることとなり、さらに、一括支払を選択した場合には、解約控除率（10年経過前まで）や市場価格調整率などの不利益を受けることになる。日本円と米国ドルとの為替相場が日々変動すること自体は広く知られた事柄だとしても、上記のとおり長期間の運用が予定されていることとの関係において、長期間の為替変動の見通しを持ち、為替変動のリスクを的確に把握することが難しいものであることは否めないところであり、実際に僅か5年間の米国ドル対日本円の為替相場をみるだけでも1米国ドル90円台から120円台まで大きく変動しているところである。なお、Yは、一括支払を選択したり、円支払特約を付け外したりすることで、為替変動のリスクに対応できる旨主張するが、こ

れらの判断にも一定の投資経験や為替変動に関する知識を要するというべきであるから、これらの点があることをもって前記の判断を左右するものではない。

また、……Xは、30歳頃にDと結婚した後、約50年にわたって専業主婦をしていたもので、証券取引及び為替取引の経験は一切なく、したがってそれらの取引についての知識もほとんどないものといえる。なお、Xは、賃貸用アパートを所有し賃料収入を得ているものの、この不動産自体は、元来、相続により取得したもので、建替えなどについてもDが主導しており、Xが主体的に賃貸経営を行っているものとはいえない。上、外貨建て保険の為替変動リスクなどは全く異なる経験であるから、このことをもって本件外貨建て保険の理解に資するような投資経験があるとはいえない。

そして、……本件勧誘当時のXの自らの財産に関する意向は、主として、自らが死んだときにはその財産をDやFよりも長男のEにより多く渡したいと思うものの、そのために本件保険契約1のようにXは保険料を払い込むだけでX自身が多額の給付を受けることは予定されていないような方策をとるのではなく、Eに財産を渡すという目的もかなえつつ、X自身も生前に継続的に年金を受けることができるようにして財産を自分のためにも使いたいという点にあったといえる。これに対して、Xが、本件外貨建て保険による110%の支払保証や、21年経過後もXが生存している場合に年金支払が続くことに興味を示したといった事情はうかがわれないから、少なくとも、為替変動のリスクがあっても資産を増やすことができる商品に投資したいとか21年以上の長期間の年金支払を受けたいといった意向を有していたとは考え難く、まして、積極的に為替変動のリスクをとって為替差益による利益の獲得を志向していたとは認められない。

さらに、……Xは、本件勧誘当時、自宅マンション、賃貸用アパートという不動産を保有していた一方、預金としては、本件保険契約2の保険料2000万円の払込後及び本件保険契約3の保険料4100万円の払込後の預金残高は、いずれも少なくとも500万円程度であったこと、Xの所得金額は概ね400万円台であり、Dの所得金額は概ね300万円程度であったことが認められる。このうち、本件保険契約2の保険料の払込みの原資は主にXの姉から相続した財産であって余

裕資産であったとみる余地があるが、本件保険契約3の保険料の払込みの原資はXがその時点で保有していた預金の大部分であり、その金額も4100万円と決して少なくない金額であったとすることができる上、これらを払い込んだことによりXの預金額は500万円程度となっており、Xの資産全体とのバランスで見ると流動性の高い預金がかなり少なくなっているといえる。なお、Xは、本件アパートの建替に係るローンとして約6300万円の負債を負っていたことを主張するが、月額約56万円の家賃収入に対しローンの返済額は月額約25万円であって、当該返済に家賃収入以外を充てる必要があるような状況ではなかったとかがわれるから、Xの財産状況の検討においては特に重視すべき事情であるとはいえない。

なお、……Xは平成28年10月ないし11月の時点で、軽度から中等度のアルツハイマー型認知症の症状が見受けられると診断されているものの、それ以前のXの認知症の状態については医学的な検査、診断等に基づく客観的な資料は存在しない。……Xは、平成28年1月頃まで、Bが日時場所を指定した食事会に一人で訪れるなどしていたというのであって、時や場所に関する認知能力にはさほど大きな問題がなかったようにも思われる。……さらに、Xと同居していたDは、多忙で自宅にいることが少なかったとはいえ、毎日Xと顔をあわせていたにもかかわらず、Xの認知症を具体的に疑った形跡はないのであって、加齢による記憶力の衰えと解される程度を超えるような認知症の症状が具体的にでていなかったことをうかがわせる事情であるといえる。これらの事情を総合考慮すると、結局のところ、本件勧誘時点でXがアルツハイマー型認知症を発症していたか、発症していたとしてXの認知能力にどのような影響を及ぼしていたかは判然としないが、少なくとも、本件勧誘時点でその認知能力が著しく低下していたと認めることはできない。

以上の検討によれば、本件外貨建て保険は、為替レートの変動により受取額が一時払保険料を下回るリスクがあり、当該リスクは年金支払の続く約20年もの長期間にわたり存在し続けるものであるから、これに加入する者は、そのような長期の為替相場の変動についてある程度見通しを立てることができることを要するというべきである。しかしながら、Xは、本件勧誘当時81

歳ないし82歳と高齢であり、証券取引の経験がなく、為替変動に関する特段の知識も有さず、自身の財産を為替リスクや運用益とは無縁の預金や不動産という形で保有しており、かつ、リスクをとってでも為替差益によって資産を増やしたいとか、外貨建ての年金に加入したいといった意向はなかったものである。そうすると、このようなXに対し、上記のような商品特性の本件外貨建て保険を勧誘すること（本件勧誘）は、適合性の原則から著しく逸脱するものであったというべきである。」

「Yは、Xは継続的に年金を受領できることを希望していたのであり、本件外貨建て保険はこのXの意向に適合するとも主張する。しかし、そのようなXの希望をかなえるには、外貨建てである必要性は全く存在しないのであって、本件外貨建て保険がXに適合する理由にはならない。また、Xの自らの財産に関する意向は、自らが利用できる余地を残しつつ、Xの相続開始時にはDやFよりもEにより多く渡したいというものであったところ、これをかなえるには、例えば、本件外貨建て保険に加入せず、その保険料相当額を預金等で保有した上で、遺言においてEに相続させる財産をより多額にするといった方策もあり得るのであって、その商品特性に照らしてXに適合するかどうか大いに疑問のある本件外貨建て保険を用いなければXの意向をかなえることができないわけではない。そのような中で、あえて本件外貨建て保険に加入するメリットがあるとすれば、それは為替変動リスクを取ることによって為替差益を得られる点にあるというほかないが、Xに積極的に為替変動リスクを取るといった意向がなかったというのであるから、Yの主張は採用できない。」

2. 損害の額について

「本件勧誘は適合性の原則から著しく逸脱するものであり、当該不法行為がなければXは本件外貨建て保険に加入していなかったというべきであるから、Xが本件外貨建て保険について一時払保険料として払い込んだ金額から、本件外貨建て保険に加入したことによって受領した年金等を控除した金額が、本件で認められるべき損害となる。

……Xが〔本件外貨建て保険の各支払保証部分の最後の年金支払日後にXが生存した場合に死亡まで給付される条件付き年金給付〕に係る

請求権の放棄の意思表示をしたことによって、Xが本件外貨建て保険から得ることのできる給付が確定し、Xはこれを既に受領しているから、「一時払保険料と現実に受領した年金額との」差額……が損害となる。」

年金の一括支払の請求や条件付き年金給付請求権の放棄「は、いずれも、Xが本件外貨建て保険から得ることのできる利益を確定させることで本件勧誘に係る損害を確定させるために行われたものにすぎず、この点をもってYの不法行為と当該損害との相当因果関係を否定すべきものではない。」

「Yは、……本件では過失相殺が認められるべきであると主張する。しかし、……本件外貨建て保険はXに適合しないものであり、YがXに対してどのような説明をしたか、Xの家族がXに対してどのような助言をし得たかによって、直ちにXの適合性の有無が左右されるわけではないのであるから、このような事情をX側の過失として考慮することはできない。」

[研究]

1. 本判決の特徴

本判決は、外貨建定額個人年金保険契約の勧誘が「適合性の原則から著しく逸脱する不法行為法上違法なもの」であると判示したものである。保険業法 300 条の2によって金融商品取引法 40 条 1 号が準用される特定保険契約について適合性の原則の違反が主張された事案でその違反を認めた裁判例は見当たらないといわれているところ¹⁾、本判決は、そのような中で適合性の原則の違反を認めたものとして意義を有する²⁾。そして、本判決の主な特徴としては、適合性の原則の判断に際して顧客に求められる能力を明示していること(3(3))や、特定保険契約が保険と投資性という2つの側面を有していることを踏まえて顧客の意向を評価していること(4(3))が挙げられる。

2. 適合性の原則の判断枠組み

本判決は、適合性の原則の違反について判断する際に、その判断枠組みを一般的な形では提示していない。したがって、本判決が適合性の原則の違反についての判断枠組みをどのように考えているのかは必ずしも明らかではない。

しかしながら、本判決が「適合性の原則から著しく逸脱するものであった」か否かを判断していることや、本件外貨建て保険の商品特性を踏まえて顧客の投資経験、知識や取引意向等の諸要素を総合的に考慮していることに鑑みると、本判決は、最判平成 17 年 7 月 14 日³⁾(以下「平成 17 年判決」という)が提示した次のような考え方を前提としていると理解することができる⁴⁾。すなわち、「担当者が、顧客の意向と実情に反して、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘するなど、適合性の原則から著しく逸脱した証券取引の勧誘をしてこれを行わせたときは、当該行為は不法行為法上も違法となる」。そして、(オプションの売り取引について)「顧客の適合性を判断するに当たっては、単にオプションの売り取引という取引類型における一般的抽象的なリスクのみを考慮するのではなく、当該オプションの基礎商品が何か、当該オプションは上場商品とされているかどうかなどの具体的な商品特性を踏まえて、これとの相関関係において、顧客の投資経験、証券取引の知識、投資意向、財産状態等の諸要素を総合的に考慮する必要がある」。

このような判断枠組みによると、本件勧誘が適合性の原則から著しく逸脱するものであるか否かを判断する際には、まずは本件外貨建て保険の商品特性やリスクを明らかにした上で、それらとXの属性が適合するものであるのか否かを検討することになる⁵⁾。

3. 考慮要素①: 本件外貨建て保険の商品特性やリスク

(1) 本判決の分析

本判決は、本件外貨建て保険の商品特性や

1) 尾形祥「本件判批」事例研レポ 351 号(2022 年) 5 頁。

2) なお、本判決は、本件解約についても判断しているが、本件は、生命保険募集人が保険契約の乗換や転換を勧誘した事案ではなく、このような事案に特有の説明義務の問題は生じないと考えられるので、本稿でもこの点については扱わない。この点については、尾形・前掲注 1) 8 頁を

参照。

3) 最判平成 17 年 7 月 14 日民集 59 卷 6 号 1323 頁。

4) 吉田和央「本件判批」金法 2171 号(2021 年) 5 頁。

5) 潮見佳男「適合性の原則に対する違反を理由とする損害賠償——最高裁平成 17 年 7 月 14 日判決以降の下級審裁判例の動向」現代民事判例研究会編『民事判例 V——2012 年前期』(日本評論社、2012 年) 9 頁も参照。

リスクについて、本件外貨建て保険が、為替レートの変動により受取額が一時払保険料を下回るリスクがあり、当該リスクは約20年もの長期間にわたり存在し続けるものであると指摘した上で、そのことから、これに加入する者は、そのような長期の為替相場の変動についてある程度見通しを立てることができることを要すると判示している。

もっとも、本件外貨建て保険がその仕組みやリスクの内容を抽象的に理解することは難しいものではない⁶⁾。すなわち、本件外貨建て保険の基本的な仕組みは、米国ドル建てで定められた年金額を各換算日における為替レートで円換算し円貨で支払うというものであり、複雑なものではない⁷⁾。また、本件外貨建て保険の主なリスクは、為替レートの変動により受取額が支払った保険料を下回るというものであり、日本円と米国ドルとの為替相場が日々変動することが広く知られた事柄であることも踏まえ、その内容を理解することが難しいわけではない⁸⁾。

ところが、本判決は、本件外貨建て保険に加入する者に対して、このように本件外貨建て保険のリスクを抽象的に理解することができることにとどまらず、より具体的に、長期間の為替変動の見通しを持ち、為替変動のリスクを的確に把握することができることを求めている。そして、その際に、本判決は、この為替相場のリスクが約20年もの長期間にわたり存在し続けるものであることを指摘している。したがって、本判決は、このようにリスクが長期間存在し続けるという本件外貨建て保険のリスクの特性を踏まえて、これに加入する者に対して、より具体的に、長期の為替相場の変動についてある程度見通しを立てることができることを求めていると理解することができる。

(2) 本判決の検討①：本判決の判断構造と外貨建て保険のリスクの評価

このように、本判決は、本件外貨建て保険の

リスクの大小のみを判示するのではなく、そのリスクの特性を示した上で、それを踏まえて顧客にどのような能力が要求されるのかを明示している。このような本判決の判断構造は、平成17年判決がいう具体的な商品特性を踏まえた適合性の判断をより具体化して、適合性の判断基準を精緻化することによって、その判断を安定させるものであり、その点において適切なものであると考えられる。

そもそも外貨建て保険のリスクを大小のような形で抽象的に評価することは難しく、また、適合性の原則の判断にとってもあまり意味を持たないと考えられる。確かに、外貨建て保険は、一般的には、ワラントやオプション取引のような金融商品と比較すると、そのリスクを理解することは容易であり、そのリスク自体も小さいと思われる。実際に、外貨建て保険のリスクが小さいと考えていると理解することができる裁判例も存在する⁹⁾。他方で、外貨建て保険が為替相場の変動により円ベースでは受取額が払込保険料を下回るというリスクを有することは否定することができず、また、年金保険の場合にはそのリスクが長期間にわたり存在し続けることも踏まえ、本判決のように、そのような為替相場の変動リスクを重視することも説得的であると考えられる¹⁰⁾。さらに、外貨建て保険はその内容が複雑なパッケージ型の商品になっている場合があることも指摘されており¹¹⁾、その場合にはその内容を理解することも難しくなると考えられる。以上のように、外貨建て保険のリスクを大小のような形で抽象的に評価することは難しい。したがって、このような観点からも、本件外貨建て保険のリスクの大小のみを判示するのではなく、より具体的にそのリスクの特性を示した上でそれを踏まえて顧客にどのような能力が要求されるのかを検討する本判決の判断構造は適切なものであると考えられる。

6) 本件外貨建て保険の仕組み自体が他の保険商品と比較してもそれほど複雑なものとは言いにくいことを理由として本判決の判断に疑問を示す見解も存在する(尾形・前掲注1)9頁〔潘阿憲コメント〕参照。尾形・前掲注1)7頁も参照。
7) 尾形・前掲注1)7頁。
8) 尾形・前掲注1)7頁。
9) 仙台高判平成26年3月28日(平25(ネ)395号)

(通貨選択型年金保険について)、東京地判令和2年1月31日金法2155号77頁(外貨建ての変額終身保険について)。
10) 保険に関する事案ではないが、例えば、東京地判平成15年5月14日金判1174号18頁、大阪高判平成22年10月12日金判1358号31頁を参照。
11) 金融庁「平成27事務年度金融レポート」(平成28年9月)67頁。

(3) 本判決の検討②：顧客に求められる能力

もつとも、このように金融商品のリスクの特性を示した上でそれを踏まえて顧客にどのような能力が要求されるのかを的確に導出することは容易ではない。本件においても、本判決のように、顧客に対して、長期の為替相場の変動についてある程度見通しを立てることができる能力を要求することが適切であるのか否かについては議論の余地がある。

適合性の原則の適用において一般的にそのような能力を要求することは、そのような能力を有しない者を一律に市場から排除することにつながり得る。しかしながら、本件外貨建て保険のリスクに対応する方法は、そのような長期の為替相場の変動について見通しを立てることに限られるわけではなく、そのリスクを適切にコントロールしたり、自己の財産状況を踏まえて敢えてそのリスクを負担したりすることも考えられる。顧客がそのような方法でリスクに対応することができる場合には、適合性の原則を自己決定原則の妥当領域から投資不適格者を排除するものとして捉える立場¹²⁾からも、適合性の原則を顧客の選択の自由を支援するものとして捉える立場¹³⁾からも、そのような者を市場から排除する理由はないと考えられる。このように考えるのであれば、本件外貨建て保険に加入する者に対して、一般的に、長期の為替相場の変動についてある程度見通しを立てることができる能力を要求することは過剰なものであると考えられる。

他方で、少なくとも本件の事実関係を前提とすると、本件において、本件外貨建て保険に加入するXに対して、長期の為替相場の変動についてある程度見通しを立てることができる能力を要求することは、次のような理由から過剰なものではないと考えることができる。

まず、前提として、顧客が金融商品のリスクに対応する方法を時的観点から分類すると、金融商品の取引時に対応する方法と、金融商品の取引後に対応する方法とに分けることができる。そして、ある金融商品のリスクに全体として適切に対応するためには、当該商品の取引後に対応することが難しいのであれば、

その取引時により厳しく対応することが求められることになる。例えば、そのような場合には、当該商品の取引時に、そのリスクを的確に把握した上でその取引に係る意思決定（場合によっては、その取引を行わないという意思決定）を行うことが求められる。

本判決は、本件外貨建て保険に加入する者に対して、長期の為替相場の変動についてある程度見通しを立てることができる能力を求めている。これは、本件外貨建て保険に加入する時に、長期の為替相場の変動についてある程度見通しを立てることによって本件外貨建て保険のリスクを的確に把握した上で加入に係る意思決定を行うことを求めるものである。実際に、本判決は、「本件外貨建て保険は、…基本的には、今後為替レートが円安基調で推移すること（少なくとも、現状と大きく変わらない為替レートが維持されること）を想定する者が購入すべきものである」と判示している。長期の為替相場の変動について見通しを立てることは専門知識を有する者であっても非常に難しいことを踏まえると、本判決は、本件外貨建て保険に加入する時に、そのような高度な能力を要求することによって、そのリスクにより厳しく対応することを求めるものであると理解することができる。

そして、本判決がこのように本件外貨建て保険に加入する時にそのリスクにより厳しく対応することを求めている理由は、次のように、本件外貨建て保険に加入した後にそのリスクに対応することが難しいからであると考えられる。すなわち、本件外貨建て保険は、年金保険であって、途中で解約することが本来的には想定されていない。また、一括支払を選択したり円支払特約を付け外ししたりすることによって為替変動のリスクに対処するためにも、一定の投資経験や為替変動に関する知識を要するが、Xはそのような経験や知識を有していない。さらに、Xは、81歳ないし82歳と高齢であり、本件外貨建て保険に加入した後に為替変動に関する知識等を身につけることも基本的には想定することができない。

以上の検討によると、本件において、本件外

12) 潮見佳男『契約法理の現代化』（有斐閣、2004年）120頁。

13) 王冷然『適合性原則と私法秩序』（信山社、2010年）369-370頁。

貨建て保険に加入するXに対して、長期の為替相場の変動についてある程度見通しを立てることができる能力を要求することは、Xが本件外貨建て保険に加入した後にそのリスクに対応することが難しいことを前提とすると、過剰なものではないと考えられる。そして、本判決をこのように理解するならば、本判決は、金融商品の取引時だけではなく取引後も含めて全体として顧客がリスクに対応する能力を有しているか否かを考慮するものであり、よりの確に顧客の能力を踏まえて適合性の判断を行っているという点で適切なものであると考えられる。

4. 考慮要素②：Xの属性

(1) 序

本判決は、3で分析・検討した本件外貨建て保険の商品特性やリスクを踏まえて、それらとXの属性が適合するものであるのか否かを検討している。その適合性の判断において本判決がXの属性として挙げているものは、「Xは、[(i)] 本件勧誘当時81歳ないし82歳と高齢であり、[(ii)] 証券取引の経験がなく、[(iii)] 為替変動に関する特段の知識も有さず、[(iv)] 自身の財産を為替リスクや運用益とは無縁の預金や不動産という形で保有しており、かつ、[(v)] リスクをとってでも為替差益によって資産を増やしたいとか、外貨建ての年金に加入したいといった意向はなかった」という事情である。しかしながら、本判決がこれらの事情をどのような考え方に基づいてどのように考慮してその結論を導出しているのかは明らかではない。そこで、(2)以下では、本判決がこれらの事情をどのような考え方に基づいてどのように考慮してその結論を導出しているのかについて検討する。

その前提として、(1)では、本判決が適合性の判断においてどの事情を重視しているのかを検討する。(iv) Xの財産の状況について、本判決は、その検討の部分においては、本件保険契約2の保険料の払込みの原資は、主にXの姉から相続した財産であって余裕資産であったとみる余地があるが、本件保険契約3の保険料の払込みの原資は、Xがその時点で保有していた預金の大部分であり、その金額も4100

万円と決して少なくない金額であったと指摘するとともに、これらを払い込んだことによりXの預金額は500万円程度となっており、Xの資産全体とのバランスでみると流動性の高い預金がかなり少なくなっていると指摘している。他方で、最終的な適合性の判断の部分においては、Xが自身の財産を為替リスクや運用益とは無縁の預金や不動産という形で保有していたことを指摘するにとどまっている。したがって、本判決は、本件外貨建て保険の保険料の払込みによってXの預金額が500万円程度となったことを直接的に考慮しているわけではないと考えられる¹⁴⁾。その理由について、本判決が明示しているわけではないが、本件保険契約1の保険料を払い込んだ時点で既にXの預金額が500万円程度となっており、本件保険契約3の保険料には本件保険契約1の解約返戻金を充てているにすぎないことや、Xの1年間の所得が約400万円であり、Dの所得と合わせると650万円ないし700万円弱であったこと等を踏まえると、本判決は、本件外貨建て保険の保険料の払込みによってXの預金額が500万円程度となったことが、Xの生存基盤を害するという意味で適合性の原則から著しく逸脱していることを基礎づけるわけではないと考えていると理解することができる。そして、最終的な適合性の判断の部分における(iv) Xがリスクと無縁の形で財産を保有していたという指摘は、(v) Xがリスクをとって資産を増やしたいという意向を有していなかったことを基礎づけるものとして位置づけるほかないと考えられる¹⁵⁾。

そうすると、本判決が適合性の判断において重視している事情は、Xの能力((i)年齢、(ii)経験、(iii)知識)と、Xの意向((iv)、(v))であると考えられる。そこで、(2)以下では、本判決がこれらの事情をどのような考え方に基づいてどのように考慮してその結論を導出しているのかについて検討する。

(2) Xの能力

まず、Xの能力(年齢、経験、知識)について、本判決は、Xが、(i)81歳ないし82歳と高齢であったこと、(ii)証券取引の経験を有していなかったこと、(iii)為替変動に関する特

14) 尾形・前掲注1)7頁。

15) 尾形・前掲注1)7頁も参照。

段の知識を有していなかったことを挙げている。これらの事情は、顧客の能力という観点から適合性の判断を行う際に考慮されるものであるところ、ある商品が顧客に適合していると認められるために当該顧客にどのような能力が必要とされるのかは、当該商品の商品特性やリスクによって異なることになる。そして、本判決は、3(3)で検討したように、Xが本件外貨建て保険に加入した後にそのリスクに対応することが難しいことを前提として、本件外貨建て保険に加入する時に、Xが長期の為替相場の変動についてある程度見通しを立てることができることを求めていると理解することができる。本判決をこのように理解するならば、(i)～(iii)の事情は、本件外貨建て保険に加入した後にXがそのリスクに対応することが難しいことを基礎づけるものであるとともに、本件外貨建て保険に加入した時点においてXが長期の為替相場の変動についてある程度見通しを立てることができる能力を有していなかったことを基礎づけるものであると位置づけられる。

(3) Xの意向——特定保険契約の二面性と顧客の意向の関係

次に、Xの意向について、本判決は、リスクをとってでも為替差益によって資産を増やしたいとか、外貨建ての年金に加入したいといった意向はなかったと判示しているところ、その理由として挙げている事実は、Xが、本件外貨建て保険による110%の支払保証や、21年経過後もXが生存している場合に年金支払が続くことに興味を示したといった事情はうかがわれないということにとどまっている。このような本判決に対しては、Xがリスクをとってでも為替差益によって資産を増やしたいという意向を有していなかったと認定する理由を本判決が明確に述べていないという指摘がある¹⁶⁾。

しかしながら、本件では、Yも、Xが積極的な利益獲得を意図して本件外貨建て保険を締結したものではないこと自体は認めている。したがって、本件における争点は、Xが、その

ように積極的な利益獲得を意図していなかったとしても、Eに財産を渡すという目的もかなえつつ、X自身も生前に継続的に年金を受けられるようにして財産を自分のためにも使いたいという意向を有していた場合に、このような財産承継目的および年金受給目的という点ではXの意向に適合する本件外貨建て保険が、全体としてXの意向に適合するものであると認められるのか否かという点にある。

そして、この点について、本判決は、次のように判示している。まず、X自身が生前に継続的に年金を受けられるようにするという意向について、その意向に沿うためには、外貨建てである必要性は全く存在しない。また、Xの相続開始時にはDやFよりもEにより多く渡したいという意向について、その意向に沿うためには、例えば、本件外貨建て保険に加入せず、その保険料相当額を預金等で保有した上で、遺言においてEに相続させる財産をより多額にするといった方策もあり得るのであって、その商品特性に照らしてXに適合するかどうか大いに疑問のある本件外貨建て保険を用いなければXの意向をかなえることができないわけではない。

このように、本判決は、本件外貨建て保険のうち年金保険という側面がXの意向に適合しているのか否かという点に着目するのではなく、本件外貨建て保険のうち外貨建てという側面がXの意向に適合しているのか否かという点に着目している。適合性の原則について規定する金融商品取引法40条1号が保険業法300条の2によって特定保険契約に準用される理由は、特定保険契約が金利や通貨の価格等の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ(いわゆる投資性)がある保険契約であるからであると考えられる。したがって、適合性の原則の適用においては、特定保険契約のうち投資性を有するという側面が顧客に適合するものであるのか否かという点に着目すべきである。そうすると、顧客の意向についても、そのような側面が顧客の意向に適合しているのか否かという点が重視されるべきである¹⁷⁾。

16) 吉田・前掲注4)5頁、尾形・前掲注1)8頁。

17) 東京地判令和2年1月31日・前掲注9)も参照。もっとも、変額保険や変額年金の勧誘について適合性の原則の違反の有無を判断した裁判例は、このような投

資性を有するという側面が顧客の意向に適合しているのか否かを重視しているわけではないようである(福岡地判平成23年11月8日金判1951号137頁、東京地判平成24年3月29日(平21(ワ)47768号)、東京地

よって、本件のように、ある保険商品のうち保険という側面が顧客の意向に適合している場合であっても、その商品の投資性を有するという側面が顧客の意向に適合しないときには、保険という側面に係る顧客の意向が当該保険商品でなければかなえることができないものでない限り、当該保険商品は全体として顧客の意向に適合していないと判断されるべきである。本判決は、このような考え方に基づいて、年金保険という側面に係るXの意向が本件外貨建て保険でなければかなえることができないものであるか否かを検討した上で、本件外貨建て保険がXの意向に適合するものではないと判断したものと理解することができ、それは適切であると考えられる。

5. 損害の額

(1) 差損説における損害の額の算定基準時

本判決は、本件勧誘が適合性の原則から著しく逸脱したものである場合に認められるべき損害が、Xが本件外貨建て保険について一時払保険料として払い込んだ金額から、本件外貨建て保険に加入したことによって受領した年金等を控除した金額であると判示している。そして、その理由として、当該不法行為がなければXは本件外貨建て保険に加入していなかったということを挙げている。これは、原状回復的損害賠償を認めた上で具体的な損害額として差損説を採用したものであり、一般的に認められているものである¹⁸⁾。

差損説を採用する場合には、本件外貨建て保険に係る年金の一括支払をいつ請求するかによって、一括支払で受領する金額が変動し、損害の額も変動することになる。そして、本来は、不法行為が成立することを知った後相当期間経過した時点を基準時として損害の額を決定すべきであるが、適合性の原則の違反に基づいて不法行為責任が認められるか否かはかなり微妙な問題であるから、一括支払の時点が保険契約者に合理的に期待される時期以降に引き延ばされているような濫用的な

場合でない限り、通常は一括支払の請求時を基準時として損害の額を算定することも不合理ではないと考えられている¹⁹⁾。本判決も、Xによる一括支払の請求は、本件勧誘に係る損害を確定させるために行われたものにすぎないと判断しており、実質的には、前記の濫用的な場合に該当しないと判断していると理解することができる。

(2) 過失相殺

適合性の原則の違反による不法行為に基づく損害賠償請求における過失相殺の可否について、本判決は、①Xが本件外貨建て保険の説明を受けていたことや②Xが家族に相談しなかったことをXの過失として考慮することを否定している。そして、その理由として、本件外貨建て保険はXに適合しないものであり、①や②の事情によって直ちにXの適合性の有無が左右されるわけではないことを挙げている。しかしながら、少なくともこのような理由づけは、次のような理由から、必ずしも説得的なものではない。

まず、過失相殺の制度は、損害賠償の額を定めるにつき公平の見地から損害発生についての被害者の不注意を斟酌するものであるから²⁰⁾、Xの過失として考慮されるものはXの適合性の有無に影響を与える事情に限定されるわけではない。

また、①の事情について、顧客が説明を理解する能力を有しないことを理由として適合性の原則の違反が認められたような場合には、そのような顧客に対して説明を行ったとしてもその内容を理解することを期待することができず、また、適合性の原則の趣旨はそのような顧客を保護するという点にあると考えられるので、当該顧客が説明を受けていたことを理由として当該顧客の過失を認めることは適切ではない²¹⁾。これに対して、本件においては、Xが説明を理解する能力を有していなかったとまでは認められていない。そうであるならば、Xが適法な説明を受けていたにもかかわらず

判平成 24 年 11 月 21 日 (平 24 (ワ) 4163 号))。その理由は、変額保険や変額年金のリスクが比較的限定されているからであると考えられる。

18) 潮見・前掲注 12) 96 頁、潮見佳男「適合性原則違反の投資勧誘と損害賠償」新堂幸司・内田貴編『継続的契約と商事法務』(商事法務、2006 年) 185 頁、山下友

信『保険法(上)』(有斐閣、2018 年) 283 頁、同 285 頁。

19) 山下・前掲注 18) 286 頁参照。

20) 最大判昭和 39 年 6 月 24 日民集 18 卷 5 号 854 頁。

21) 堀部亮一「証券取引における適合性原則について」判タ 1232 号 (2007 年) 44 頁も参照。

らず本件外貨建て保険に加入するという意思決定を行ったという事情をXの過失として考慮することは、適合性の原則の違反が認められたことによって直ちに否定されるわけではない²²⁾。

さらに、②の事情について、適合性の原則は、金融商品の勧誘に際して顧客が適合性を有するのか否かを業者が確認することを前提としており、保険会社向けの総合的な監督指針II-4-4-1-1(4)も、高齢者に対する保険募集を適切に行うための取組みを行うことを保険会社に要請している。このことを踏まえると、顧客が家族に相談することは、保険会社が必要に応じて顧客に求めるものであって²³⁾、保険会社は、顧客が自発的に家族に相談することを期待することができる立場にはない。したがって、本件外貨建て保険がXに適合するか否かにかかわらず、②の事情をXの過失として考慮する必要はないと考えられる。

(竹瀨修教授 追加説明)

1. 本件で問題となっている一時払外貨建て個人年金保険契約は、下記のような仕組みで年金を受け取ることになるので、為替の変動に機敏に対応できれば、効果的に利用できるが、そのような対処ができないと、為替変動のリスクに長期間にわたって曝され続けることになる。本件判決は、保険契約者Xが投資経験などなく、81、2歳と高齢で本件年金保険契約を締結しており、為替変動リスクに長期間曝され続けることになる面を相当に危惧して、判断しているように思われる。Xが高齢でも投資経験豊かで、為替取引などのリスクを十分に理解して相応に対応できそうであれば、問題ないとする余地もあったのではないと思われる。また、そもそもXの希望は、一定の年金を自身の生存中に受け取れて、長男Eにも財産をできるだけ残せる方法を選択することであった。したがって、あえて為替変動リスクのある外貨建ての年金保険契約を締結する必要はなかったものと見られる。本件Y保険会社は、外資系で、定期的、継続的に年金が給付される年金保険商品で円建てのものは取り扱っていなかったという事情もあるが、上述の

諸観点からは、本件は、「特定保険契約の締結等について、顧客の知識、経験、財産の状況および金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること」(保険業法302条の2、金融商品取引法40条1号)に該当するという判断になったものであろう。

2. 本件一時払外貨建て個人年金保険契約の内容は次のようである。円貨で一時払い保険料を払込み、これを米国ドルに換算して年金原資とし、契約締結時に米国ドル建ての年金額が定められ、契約締結の2か月後から被保険者が存命である限り年金が支払われる。円支払特約を付すれば、ドル建ての年金額が各換算日の為替レートで円換算されて支払われ、この特約を外せば、米ドルで支払われ、これは随時変更できるようである。死亡給付金はなく、米ドル建ての年金原資の110%に達するまでの金額が支払保証年金額で、それに達するのは21年後であり、それまでに被保険者が死亡すれば、後継年金受取人Eが残額を受け取る。中途解約はできないが、一括支払を選択して一括支払時の為替レートで年金額を一括して受け取ることができる。この場合、市場価格調整率の適用と、10年以内の一括支払には解約控除率(7.0~2.5%)の適用もあり、支払金額の一部控除となる。支払保証の最後の年金支払日以降に被保険者が生存している場合は、その後、終身年金を受け取れる(本件Xの場合、100歳を優に超えることになる)。

以上のような仕組みの下では、円支払特約の付加や除外、一括払いの判断など、円安・円高の動向に機敏に対処できれば、本件年金保険契約は相応に効果的な利用も可能であろうが、そのような知識・経験がない場合には、リスクが顕在化するおそれがある。また、Xの希望は、自身の生存中の年金を安定的に受け取れて、長男Eにも財産を多めに残せることであり、本件のような外貨建ての年金保険契約を選択させる必要性はあまりない。

3. なお、適合性原則の解釈として、本件レポートが提示されている保険契約者のリスク対応能力という点については、本件判決からは読み取りにくいのではないかと指摘とともに、むしろ保険契

22) もっとも、適合性の原則の違反が認められた場合に、より一般的に過失相殺を否定する見解も存在する(例えば、川地宏行「投資取引における適合性原則と損害賠償責任(2・完)」明治大学法学論叢84巻1号(2011年)54頁、潮見・前掲注5)19頁)。裁判例の中には個々

の事案を前提として過失相殺を認めたものと認めなかったものが存在することについて、例えば、石川貴教=池田和世「金融商品販売関連訴訟の分析と金融機関の対応」金法1946号(2012年)52頁を参照。

23) 尾形・前掲注1)9頁も参照。

約者の意向に沿わない保険商品を勧誘していることがより重要ではないかとの意見があった。この観点から見ると、本件は、募集行為をする際に保険契約者の意向確認義務が保険業法に規定されて以降の事案であるから、保険契約者の意向確認が行われていると思われるが、それでもその意向とは異なる募集であったことになるのかという点も問題になろう。

(大阪：2022年10月14日)

報告：大阪公立大学	准教授	仲	卓真	氏
座長：立命館大学	教授	竹	濱	修
三宅法律事務所	弁護士	千	森	秀郎